

# いじめ防止基本方針

二本松市立東和中学校

## I 基本方針

### 1 ねらい

いじめ防止対策推進法（以下「法」）に基づき、いじめ防止・根絶に関する基本理念・方針を定め、いじめ防止・根絶に向けて、学校が家庭・地域と連携し一丸となって取り組み、生徒の人権・生命・身体を守り、安心して生活を送ることのできる学校環境をつくることをねらいとする。

### 2 いじめの定義

法第2条で定められているとおり、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめ認知の判断

- (1) いじめられた生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) インターネットで悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえて適切に対応すること。
- (6) 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するするため、法第22条の学校のいじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

### 4 いじめの理解

- (1) どの子にも、どの学校でも起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度もくり返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危機を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）から起こることもあり、「観衆」として面白がったりはやし立てたりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められ、警察に相談することが必要なものや生徒の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるような、警察に通報するようなものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

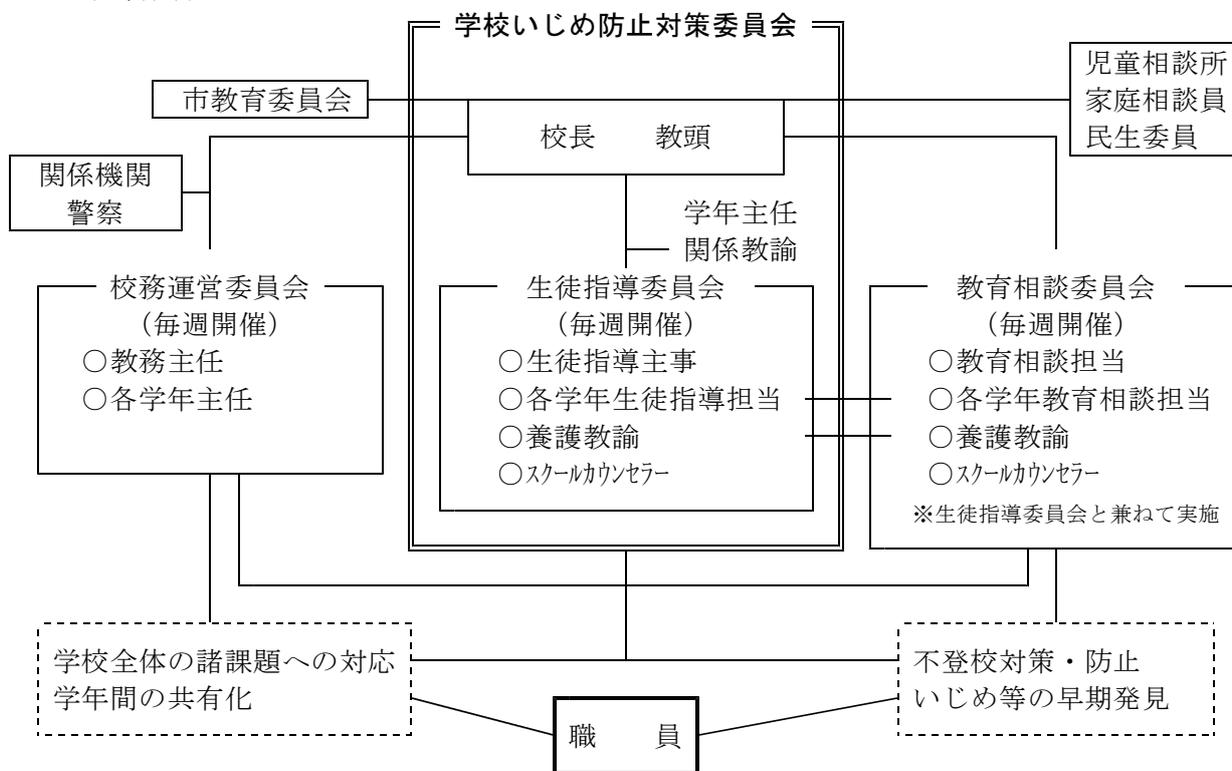
### 5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめは人権侵害であり、人間として決して許される行為ではない。
- (2) いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめの未然防止に取り組む。
- (3) いじめは表面化せず「見えない、見取れない」ものという認識を踏まえ、気になる生徒の変化や状況把握に努め、学年会、生徒指導委員会、生徒指導協議会などの場を捉え、全職員で見取り対応するとともに、その状況や対応について記録を残す。

- (4) 道徳の時間の充実を図り、いじめ防止・根絶の核としての道徳教育を全教職員が共通認識し、学校教育全体を通じて指導にあたる。
- (5) 未然防止のためには、生徒が互いの人格を尊重し、相手を傷つける言動をとらないことを教えるとともに、心の通うコミュニケーション能力を身につけさせることが重要であるため、規律正しい態度で授業や学校行事、部活動に主体的に取り組めるような授業づくり・集団づくりを推進する。
- (6) 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係・校風をつくる。
- (7) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導には細心の注意を払う。
- (8) いじめ根絶に向けて、学校・保護者・地域・関係各機関と連携しながら、早期発見・早期対応にあたる。
- (9) 重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、調査および組織については、教育委員会の指導に従う。

## II いじめ防止等の組織

### 1 指導体制



### 2 役割

- (1) 学校いじめ防止対策委員会を機能させ、いじめの未然防止と早期発見、早い対応に努める。また、関係機関との連携を図る。
- (2) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などについての情報収集と記録、共有化及び事実関係の確認調査分析を行う。
- (3) いじめ情報の迅速な共有、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制及び対応方針の決定、保護者との連携など組織的に対応する。
- (4) 発生防止のための取り組みの推進をする。

### 3 連携

- (1) 連絡・報告の徹底  
学年主任、生徒指導担当に報告し、連携・相談体制・指導内容の検討を行い、必要に応じて全校体制を構築する。

## (2) 組織的対応

報告を受けた事象の状況に応じて管理職に報告し、全校体制をつくり、各部・各学年に指導・援助するとともに、必要に応じて外部機関との連携を行う。

## Ⅲ いじめ未然防止・早期発見のための取り組み

### 1 いじめ未然防止のための取り組み

#### (1) 生徒一人一人を大切にしたい学校経営と集団づくり

- ① 生徒会活動の中で、生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 生徒と教師、生徒同士の信頼関係づくりに努め、生徒が安心して学び、生活できる居場所づくり、学級づくりに努める。
- ③ 安心して学校生活を送ることができ、認めてもらっているという実感を持てるようにする。学校や学級が安心・安全な場所になり（「居場所づくり」）、全ての生徒が活躍でき、認められる機会が提供される（「絆づくり」）をする。
- ④ 生徒会を中心としたいじめ防止の啓発ビデオを作成し、全校集会で視聴することで全校生でいじめ防止について考える時間を設定する。また、振り返りや感想を共有化を図る活動をする。いじめ撲滅ポスターの作成・掲示・呼びかけを継続的に行う。
- ⑤ 友達や先生方の良いところを発見し、その良さや感謝の思いを発信する活動をする。これらの取り組みを通して、生徒と教師、生徒同士の思いや考えを共有し、信頼関係づくりといじめ防止の風土を醸成する。（「和みの木」活動）

#### (2) 生命や人格の尊重、豊かな心を育てより良い生き方を目指す道徳教育・人権教育の充実

- ① 生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ② 道徳科の授業の充実を図り、いじめ根絶に向けて行動しようとする態度を育成する。

#### (3) 教職員による望ましい教育環境の整備

- ① 教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があるということを十分認識する。
- ② いじめに関する調査（生活アンケート）を定期的実施し、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に役立てる。
- ③ 校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる協働体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心が通い合う学校づくりを推進する。
- ④ スクールカウンセラー等の積極的な活用を図る。
- ⑤ 教職員研修の充実、相談体制の整備を行う。

### 2 いじめの早期発見

#### (1) 教職員のいじめに気づく力を高める

- ① いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかという疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したるすることなく、いじめの早期発見に努める。
- ② 生徒と向き合い、生徒の言葉をきちんと受け止め、共感的に生徒の気持ちや行動、価値観を理解しようとするカウンセリングマインドをもつ。
- ③ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように常にアンテナを高く保つ。また、生徒の日常観察や生活記録ノート、QU テストの結果等から生徒の実態を把握する。
- ④ SC との連携を図り、生徒が気軽に相談できる環境づくりに努め、自主来談や定期的な相談週間の設定等、相談体制を整備する。
- ⑤ 年6回のアンケート調査、個別面談を実施して、生徒の声に耳を傾ける。
- ⑥ 家庭訪問・電話等の定期的な連絡をし、保護者との情報を共有する。
- ⑦ 校内の各種会議等での情報交換を積極的に行う。（学年会、生徒指導委員会、教育相談、生徒指導協議会）

- (2) 保護者や地域と連携し、情報を共有する
- ① PTA の行事や会議等で積極的に保護者とのコミュニケーションを図り、情報共有に努める。
  - ② 家庭で子どもの小さな変化を見逃さないこと、SNS の安全な利用について啓発に努める。
  - ③ 地域行事に積極的に参加し、関係機関との連携を日常化し、校外での情報収集に努める。
- 3 インターネット上のいじめ防止・対応
- (1) インターネット上のいじめ
- パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の WEB サイトの掲示板等へ書き込んだり、メールを送ったりする方法や、本人に無断で個人情報等を掲載するなどして、いじめを行うもの。
- (2) 未然防止
- インターネット環境の特性上、家庭と学校が緊密に連携・協力して指導を行う。
- ① 学校における情報モラルの指導
 

学校教育全体の中で、適宜指導する。その際に、以下の4点については重点事項として指導する。

ア 発信した情報は、不特定多数の世界中の人々にすぐに伝わること。

イ 匿名にして発信した情報でも、特定することができること。

ウ インターネットの情報には、有害なものや違法なもの事実ではないものが含まれていること。

エ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得るなど、重大な人権侵害にあたり被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、生徒に対し具体的に理解させる。
  - ② 家庭における指導の留意点
 

パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等を第一義的に管理するのは、保護者であることを念頭におき、PTA 学年懇談会や学年通信等で伝達・協力を要請するだけでなく、インターネットに関する利用上の注意についての的確に情報提供する。その際に、以下の4点について重点事項として指導する。

ア 携帯電話やスマートフォン等をもたせる必要性について十分親子で話合うこと。

イ 持たせる場合は、フィルタリングはもちろん危険から身を守るための利用上のルールづくりを行うこと。

ウ インターネットへのアクセスは、知らぬ間に個人情報流出しているなどのトラブルが発生することもあり得ることを認識すること。

エ インターネット上のいじめは、命の危機に陥れるなどの深刻な影響を与えることを認識すること。
- (3) 早期発見・早期対応
- ① ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
  - ② 画像等がネット上へ広がった場合は、教育委員会へ報告・指示を受け、関係機関の協力を得る。

#### IV いじめに対する措置

##### 1 いじめ対応の基本方針

- (1) 即日対応
- いじめの情報をつかんだ場合やその疑いや問題があった場合（生活アンケート、教育相談等含む）は、特定の教員で抱え込まず、学年主任に報告する。その上で、いじめが分かっただときは、**その日のうちに管理職に報告**する。
- (2) 組織としての対応
- 相談や訴えがあった場合には、関係生徒から事情を聴き、学年間や生徒指導部会等で速やかに情報共有し、今後の対応について「いじめ対策委員会」で指導体制や指導方針を協議する。必要なときは、24時間以内にいじめ対策委員会で方針を決定し、対応する。**【担任⇔学年主任⇔生徒指導主事⇔養護教諭⇔SC】** 必要に応じて、外部機関との連携を図る。

(3) 報告・連絡の徹底

担任等からの報告を受け、学年主任と生徒指導主事は連携し、聴き取り等の相談体制・指導内容の検討をする。必要に応じて全校体制をつくる。複数教員で正確に実態把握する。(当事者双方、周囲の生徒からの聴取、記録) 学年主任または生徒指導主事は、報告を受けた事象に応じて、管理職に報告し指導助言を仰ぎ、各部・各学年に指導・助言する。

(4) 被害生徒・情報提供者を守る

いじめられていると相談にきた生徒やいじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないように時間と場所の配慮を行う。状況に応じて、被害生徒といじめ情報を伝えた生徒を守るため、登下校、休み時間、清掃、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(5) 保護者への誠実な対応

IV(1)～(5)の対応については、教職員の共通理解、SC、保護者の協力、関係機関等との連携に努める。

2 いじめを発見した(通報があった)場合の緊急対応

(1) 止める(被害生徒・情報提供者を守る)

いじめを発見した教職員は、その時点でその場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に迅速に適切な初期対応(指導)を行う。

(2) 報告

IV-1の基本方針に沿って、直ちに学級担任・学年主任・生徒指導主事(いじめ対策委員会)に連絡し、**すぐに管理職に報告**する。

(3) 事情聴取・事実確認・指導

いじめの行為を行うに至る経緯や心情を加害生徒から聴取する。あわせて、周囲の生徒や保護者など第三者からも情報を得て、正確に把握する。短時間で正確な情報把握に努めるため、複数の教職員で対応することを原則とする。管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を行う。

(4) 関係機関との連携

事実確認の結果、関係機関への通報が必要になった場合は、校長の指導のもと行う。

(5) 保護者への誠実な対応

発見した**その日のうち**に、家庭訪問等で保護者と面談し事実関係を直接伝える。複数の教職員(学年主任、担任、生徒指導主事)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

3 いじめ(疑いや予見)の情報を得た場合の対応

(1) 報告

IV-1の基本方針に従って行うこと。

(2) 事実確認

被害生徒・加害生徒双方から事情を聴取する。場合によっては、周囲の生徒や保護者など第三者からも情報を得て、正確に把握する。

(3) 指導

被害生徒に対しては、今のつらい気持ちや不安な気持ちに共感しながら心を落ち着かせる。加害生徒へは、いじめた理由や気持ち、状況について十分に聴き取りを行い、その背景にも着目して指導する。

(4) 保護者への対応

被害生徒の保護者へは、**その日のうち**に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。また、学校の指導方針を伝え今後の対応について話し合う。加害生徒の保護者へは、正確な事実関係を説明する。

4 継続的な指導の必要性

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること。  
(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安に相当の期間継続していること。)
  - 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。  
(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)
- (1) いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、機会を捉えて必要な指導を継続して行う。
  - (2) 教育相談、生活の記録ノートで積極的に関わり、その後の状況について実態把握に努める。
  - (3) いじめられた生徒のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わりその後の支援に努める。
  - (4) いじめられた生徒、いじめた生徒双方に SC 等、関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
  - (5) いじめの発生を契機として、事例を検証し再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめを許さない学級・学年・学校づくりへの取り組みを強化する。

## V 重大事態への対処

### 1 調査を要する重大事態

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
  - 自殺を企図した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合 など
- (2) いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合  
相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- (3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

### 2 対応

- (1) 直ちに教育委員会に報告する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」を中核として対処し、再発防止も視点においた調査を実施する。その結果を委員会に報告する。
- (3) いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。